

第二節 農地改革の実態

1 農地委員会

農地改革により、実際に農地の買収、解放などの行政事務を担当したのが農地委員会である。委員会の構成は、法によって定められており、地主代表二名、自作代表三名、小作代表五名となっていたから、数の面では小作代表が最も強いように見える。しかし、各市町村毎の委員会を見ると、定数の内容通りにはいっていないのが実情であった。

農地委員の選出は、地主・自作・小作の三階層毎に行なわれた。小作をさせている人は地主層、自作地のみ及び小作地より自作地が多い人が自作層、小作地のみ及び自作地より小作地が多い人が小作層に入った。そのうち一反歩以上の耕作者が有権者とみなされ、男女を問わず一戸に一名の投票権が与えられた。

第一回の農地委員選挙は、昭和二十二年二月二十八日に実施された。地主層・自作層代表は、ほぼ推薦であったが、小作層だけは立候補者が定員を超え、選挙になる例が多かった。小作人の中には意識の高い人もいて、何とか地主側に対して強い姿勢を貫きたいという考えがあったのである。しかし、全般的には地主に対し、小作人は昨日までの旦那意識が拭い切れず、その発言も弱かったようである。やはり、小作者が全体として立上り闘い取った土地解放ではなく、敗戦により連合軍側から与えられたものだけに、土地解放の意味が十分認識されなかったのも無理ではない。加えて、地主側代表は村の有力者が多く、それらの人に逆らうと生きていけなくなるという考えが、骨の髄まで滲み透っていたから、如何に法的には守られ、数の上では優勢になっても、長い

間の弱者の立場からは抜け切れなかったのである。また自作側代表は中立的立場ではあるわけだが、自作者自身あり余る土地を所有しているわけではなく、出来ればもっと欲しいという希望が強いのが実態なので、法的に土地を取得できる小作者への反感も手伝って、地主側に近い考えの者が多かった。このような事情から、二対三対五という比率で、一応守られていた筈の小作層も数通りにはいかなかったのである。

例外は勿論あった。強い小作代表を出している地区では、地主側に強く当たったので、そうした地区では地主があの手この手で懐柔策にでる場合もあった。これは農地解放の実務を行なうのが農地委員であるので、委員の考え方が解放のあり方に大きく影響したからである。そうは言っても、委員はいずれも同じ村の人であったので、地主の事情も分り、手心を加えた面もあったようである。

農地委員会は、農地解放に伴うトラブルの調停をする役目をもっていた。小さな村のことゆえ、地主も相手の小作者も、委員と血縁関係にあることもしばしばであったから、法にだけ縛られてもおれず、両者の生活が立つようにと随分神経をつかった面もあった。

こうした様々の感情が渦巻く中で、農地解放は進められ、土地売買には個人毎に土地台帳を作り、解放させるときは地主を呼んで相談し、手放す土地を決めるなど、農地委員が勝手に決めることのないよう配慮した。

農民にとって革命にも等しい土地解放は、農地委員の努力によって最小限の摩擦で収束した。

2 農地解放の実態

白鷹町の農地解放の基準は、一町一反を超える小作地及び自作地との合計三町六反を超える分であった。この

様子を実例で示すと、

A 自作地一町五反、貸付一町一反合計二町六反の場合は、貸付地も制限内、自作地との合計も制限内なので、解放地なし。

B 自作地三町歩、貸付地一町一反合計四町一反の場合、貸付地は制限内であるが、自作地との合計が五反歩だけ制限を超えるので、貸付地から五反歩を解放する。

C 自作地一町歩、貸付地二町歩の人は、貸付地が制限を九反歩超えているので、その分だけ解放しなければならぬ。

この三例のうち、A・Bはどちらも三町六反という制限枠一杯の面積を所有し得たからよいとしても、Cの場合はいろいろ問題が残った。例えば、夫が戦地に召集され、終戦後シベリアに抑留されたため、妻一人で農業をやっていたが耕作しきれず、やむなく一部を他人に貸していたので、自作地が少ない結果になったのもあった。夫が抑留生活から解放されて帰還すれば、十分自作出来る面積である。Cのような人がおれば、当然Cから借りていた人もあり、そのために思いもかけない土地が転り込んできた場合もあった。

農地解放は個人のものだけでなく、寺院や団体所有のものにも及んだが、団体所有の土地解放は、関係者に平等に配分するなどの考慮がはらわれた。団体または会社が借地人で、その土地が解放になった場合などは、借地名義人に解放するかどうか問題になり、農地委員でも頭をひねるケースがあった。

これは表面化はしなかったようであるが、地主が解放するとき、小作者と密約を結んで、何年後には返還するなどの条件をつけたり、また、地主が手放すのが惜しい土地は、地主の言うことは何でも聞き入れるような人に解放した例もあった。これは勿論、時期がくれば取り返す魂胆である。

こうして悲喜こもごもの中で農地の解放が行なわれたが、もう少しその実態を眺めてみよう。次に掲載したものは、十王地区内の土地の売渡通知書である。

売渡通知書

山形 A 第一二、三八四号 昭和二十二年十一月二二日発行

住所 山形県西置賜郡十王村 × × × × 番地 × × × × 殿

山形県知事 印

自作農創設特別措社法第十六条(日一十千条第二項において準用する同合を含む)の規定による売渡を左記により行う。

売渡土地出 物件の所在	山形県西置賜郡十王村	
売渡土村出 物件い表示	別添の通り	
売渡の時期	昭和二十二年三月三十一日	
対価及びそ の支払方 法	合計	四四三円〇四
対価の支払 期及び償還 期間	一賦払	納入通知書に指定した期限に納入しなければならない
償還期間	一賦払	年賦像還金出び年賦償還の条件う農地等対価年賦支払契約で定めるとことによる
	自昭和	年 月 日 至昭和 年 月 日

右売渡通知書は原本と相違ないことに認証する。
昭和二十四年五月一日

山形県知事 村 山道 雄

別添	土地の表示	地目	面積	賃貸価格	対価	摘要
大字	×××××ノ一	畑	六畝〇四歩	六円七六銭	三二三元五二銭	保有
	右同×××××	畑	一畝二一歩	一元八七銭	八九円七六銭	
	右同×××××	畑	一七歩	六二銭	二九円七六銭	
計		畑	八畝一七歩	九円二三銭	四四三元〇四	

(登記済印)

この売渡書はそれまで小作させていた土地を、隣村の地主が小作人に売渡した時のものであるが、この通知書を見てもわかるように、地主と小作人の取引でなく、自治体としての県が取引きの相手となっている。売渡されたこの土地は、十王村でも一等地といえる畑であるが、八畝一二歩の面積で四四三元という価格である。勿論この価格は法定価格で、賃貸価格の四八倍（田は四〇倍）であるが、反当りに計算すると約五三一円四〇銭である。

当時は戦後の食糧不足の時で、すべての生活は闇物資と闇価格で維持されており、公定価格は名目だけのものであった。この頃の闇米の値段をみると、一升一五〇円が相場であった。従って、五三一円四〇銭では闇米三升六合しか買えないことになる。つまり、十王村の一等地畑一反歩が米三升六合値ということになる。他の地区についてみても、大なり小なり同じ傾向であった筈である。このことは後に地主と小作者間に問題を生む原因ともなり、重要な意味をもっている。

以上のことは既懇地の場合であるが、未懇地の場合はどうであったろうか。白鷹村の未懇地買収計画書

白鷹町役場
農林課資料

より、昭和二十三年から同二十五年六月までのものを集計してみると次のようになる。

総面積	九五町三反四畝一二歩
総金額	九三、五九七円六五銭
一反平均	約九八円

反当り金額は場所・地形・地質によっても異なるものであろうが、同計画書によれば、安い方は九〇円、高い方で一〇三円程である。この総面積の約九五パーセントに相当する九〇町歩余が、開畑用として増反者や入植者に解放された。増反者とは、地元の人で、所有する土地の総面積が規定の制限以下で、耕作面積を増したい希望をもっている人である。土地は農民の生命線であり、一坪の土地でも手放すことを恥とし、先祖からの土地を増すことを何よりの親孝行と考えてきた農民にとって、入手できるなら一坪でも半坪でも多くしたいのが人情であった。

未懇地解放について、各市町村に割当があり、当地の町村ではその割当量を買収するのに苦心した。田や畑の近くにある原野・林野も解放の対象とし、一旦買収した上で、原野は採草地の名目で、林野は薪炭林の名目で再び元の所有者に売渡して割当量を消化する例もあった。未懇地買収の場合、傾斜度一五度以下とか、一個所二〇町歩未満のところは、県知事の承認を得て市町村の農地委員会が買収できるなどの条件があったから、ある程度の操作が可能であった。

このようにして、買収する側もされる側も、さまざまな思惑の中で、戸惑いを感じながら作業を進めてきたが、兎にも角にも、農地解放によって、自作農創設という大目的は果された。第7表は、蚕桑村におけるその実態を示すものである。

第7表 農地法の施行による
自・小作の変化 - 蚕桑村の場合 -

区分	適用前	適用後
自作	三一〇戸	五六三戸
自作兼小作	一五〇戸	一八四戸
小作兼自作	二二三戸	六三戸
小作	一三二戸	一一戸

(『蚕桑の郷土誌』より)

このように大巾に自作農が増えたことと、農地法によって戦前のように、反当収量五俵中二俵半などという小作料を納める人がいなくなっただけでも、画期的といつてよいであろう。たとえ小作するにしても一反千数百円の金納で済んだのであるから、小作人側から見れば有難い改革であった。

しかし、これで問題がすべて解決したわけではなかった。自作農が著しく増加したといつても、耕作面積が少なければ、農業生産だけでは生活できない。白鷹町の場合、少ない耕地を多くの自作農に按分すれば、一戸当り耕作面積は多い筈がない。このことは、農家がやがて兼業農家になり、一部の農家は土地を手離し、他の農家がこれを買ひ漁り、自分たちの手で地価を高騰させるものにもなった。

農地改革は、連合軍の政策であった。そしてそれは、民主化という当初の目的をある程度実現して終えたが、日本農業の抱えている問題がすべて解決されたわけではなく、逆に隠れていた問題を顕在化させた面もある。

3 開拓地の状況

入植当時の の苦境

第二次大戦が終ると、武装解除された兵隊や軍需工場に徴用として働いていた人たちが、一斉に郷里に帰ってきた。人々が生れ故郷に帰ることは極めて自然なことではあるが、それらの人たちがを迎え入れる郷里なるものは、食糧不足で喘いでいたのである。

第8表 白鷹町内開拓地入植者数一覽

地区 年次	中山	萩村 野松	鮎中 善 貝寺	山姫 口城	山山 口際	西田 尻	高 玉	計
21年	—	—	16	—	1	1	—	18
22	—	5	—	5	5	2	6	23
23	—	—	—	5	—	—	—	5
24	—	—	—	—	—	—	—	—
25	3	—	—	—	—	—	—	3
26	—	—	1	—	—	—	—	1
27	1	—	—	—	—	—	—	1
28	1	—	—	—	—	—	—	1
29	—	—	—	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—	—	—
計	5	5	17	10	6	3	6	52

第二次大戦の最中から戦後にかけての食糧不足は、恐らく筆舌につくせるものではあるまい。畑のほとり、田の畔の雑草でも、食用のものは一本も生えていない程きれいに採り尽くされたのである。

復員者はそうしたところに帰るのであるから、帰還当座は歓迎されたとしても、それがいつまでも続く筈がない。どうしても、自分たちの分は自分たちで求めねばならなくなる。と言っても、金を出して買えるものでもないから、自分で作る以外方法はない。作るには土地が必要であるが、それも既懇地などはおいそれと入手出来るものでもない。結局、そういう人たちは未懇地を買って開墾する以外方法はなかったのである。こうして白鷹町のあちこちに、入植が始まった。以下はそれらの入植者の状況を、白鷹町戦後開拓史『拓魂』によって眺めたものである。

白鷹町の開拓地としては、中山・萩野村松・鮎貝中善寺・山口姫城・山際・西田尻・高玉などがある。それらの土地への入植状況は、第8表の通りである。

入植者が入手した土地は、既存農家が手を入れ兼ねていたような場所だけであったから、その開拓は並大抵の苦勞ではなかった。立木を切り抜き、その後を唐鋤などの農具で一振り一振り開墾していく作業は、さながら地

獄絵を見る思いであった。真夏などは、日中暑くて仕事がかどらず、夜、月明りを頼りにして鍬を振った苦し



第3図：村松開拓地

さは、経験者でなければ分らぬものであろう。

入植者はすべてに不自由であったが、住宅がないのもその一つである。その頃、開拓者には政府から住宅資金が貸付けられた。一戸当り三、五〇〇円である。この金額では一〇坪前後の柱代程度で、到底住める程度までにはいかなかったから、殆ど半分は土間にして、屋根は萱や笹の葉でふいて雨露をしのぐだけにしておいた。「笹小屋住宅」という呼名も、こんなところから生まれたものであろう。住宅がこの通りであるから、電灯は勿論なくランプを用いたし、風呂などもドラム缶に流れ水を汲んで入る仕末であった。

こうした物質的な不足はある程度までは我慢で押し通せたが、入植者の最も大きな心労の種は、部落民からの白眼視であった。一部の開拓地ではあるが、田をおこして米を穫りたいと思っても、水利権を楯に、水を引くことを許さなかったり、ある時は粗食を笑われ、部落の会合でも相手にされなかったり、往来で会っても知らぬふりをされたり、あげれば切りのないことであった。

開拓者たちは物心両面の苦勞と闘いながら、己の生きる道を開い

てきた。

開行

拓政

入植者が苦勞しているとき、行政当局が黙って見ていたわけではない。それなりの援助の手を、差しのべている。前に述べたように、住宅資金として、初期には一戸当り三、五〇〇円を補助した。勿論これだけでは家は建たないが、幾分の助けにはなったであろう。住宅資金も昭和二十七年頃になると額が増え、四五、〇〇〇円の助成が出るようになった。この額は固定額でなく、六割助成という型であった。総経費の四割をどう支出するかという計画書を地方事務所に提出して査定してもらい、合格すれば残りの六割の補助金が下りるわけである。住宅助成金も三、五〇〇円から四五、〇〇〇円と大巾にアップしたが、物価もうなぎ上の時代であったから、以前とかわらない状況であった。

入植当初は、開墾助成金が支払われた。一反歩の開墾に対し、一、〇〇〇円から一、三〇〇円助成された。すべてが手仕事の中で、未墾地の一反歩開墾することは容易なことではなかった。開墾だけに精出せばいいのではなく、毎日の生活費を働き出してからの開墾であるから、そう計画通りにはいくものではなかった。

入植者が未墾地を買入れるとき、開墾の計画書を提出させられた。この計画書に従って検査が行なわれ、計画より遅れていると、次のような勧告書が送られてきた。

勧告書

農地法第七十一条の規定により未墾地売渡後の土地等の利用状況検査の結果貴殿の左記土地については合格と認められないので昭和三十四年八月三十一日まで買戻を宥恕するから期間内に開墾可能面積を必ず開墾するよう勧告する

昭和三十二年十月四日

殿

山形県知事 安孫子 藤吉

第9表 白鷹町内開拓地入植者の酪農者数一覽

地区 年次	中 山	萩村 野松	鮎中 善 貝寺	山姫 口城	山山 口際	西田 尻	高 玉	計
昭和22年	—	—	—	—	5	—	—	5
23	—	—	7	—	—	—	—	7
24	—	—	—	—	—	—	—	—
25	—	—	—	—	—	—	—	—
26	—	—	—	—	—	—	—	—
27	—	—	5	—	—	—	—	5
28	1	—	—	—	—	—	—	1
29	—	—	—	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—	—	—
31	—	—	—	—	—	—	—	—
32	—	—	—	—	—	—	—	—
33	—	—	—	—	—	—	—	—
34	1	—	—	—	—	—	—	1
35	—	1	—	—	—	—	—	1
36	—	—	—	—	—	—	—	—
37	—	—	—	—	—	—	1	1
38	—	—	—	1	—	—	—	1
39	—	—	—	—	—	—	1	1
40	—	—	1	—	—	—	—	1
41	—	1	—	—	—	—	—	1
42	—	—	—	2	—	—	—	2
43	—	—	—	—	—	—	—	—
44	—	—	—	—	—	1	—	1
45	—	—	—	—	—	—	—	—
46	—	—	—	1	—	—	—	1
47	—	—	—	—	—	—	—	—
48	—	—	—	3	—	—	—	3

この文面の通り、勧告してから二年の期間をおいたのは、できるだけ買戻しをしないで済むようにとの行政的配慮なのであろう。放置しておけば開拓者の自立がおくれるだけであらうし、まして補助金まで出していることだから、こうした勧告も必要であつたのかも知れない。

営農面でも、政府は積極的な指導援助を図つた。営農指導の柱として、国は稲作と酪農を取り上げ、白鷹町の場合は酪農を中心に指導した。酪農に必要なサイロ・堆肥盤など施設の整備には、その都度補助を出して力を貸した。酪農の母体になる仔牛も貸し付けた。強引と思われる程の施策で推進したのであつたが、結果的には計画

通りにはいかなかつた。否、むしろ入植者たちを窮地に追い込むことになつたのである。

酪農が奨励された昭和三十年当時、開拓者の生活はまだまだ落着いてはなかつた。毎日の生活費にも事欠く状態であつたから、国が貸付けた仔牛が、家に着いていたら食糧品に化けていたという話は、今でこそ笑いながらでも語れるが、当時は涙の中での話であつた。そうした話は、他にもたくさんあつた。一例をあげ

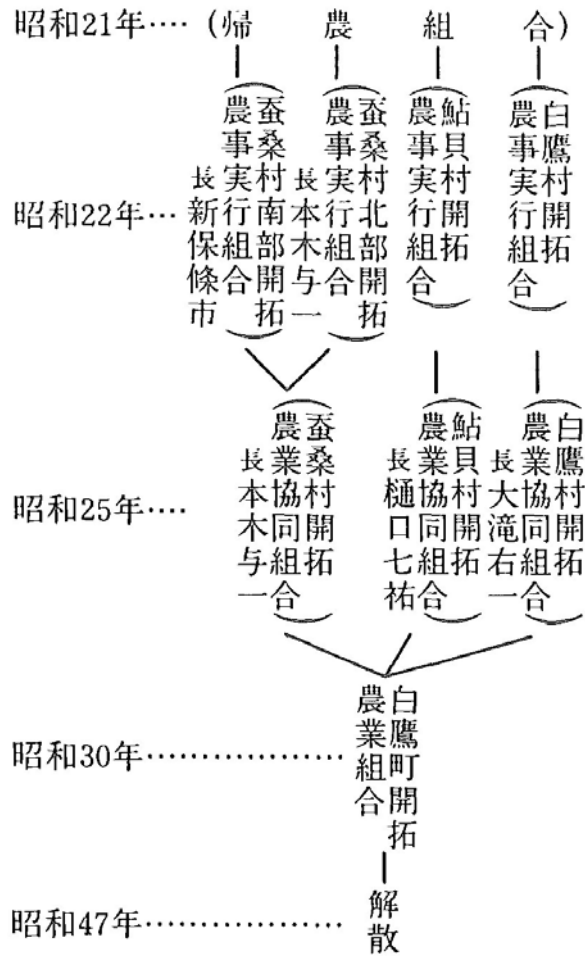
第10表 入植者・離農者
定着数一覽

地区	項	入植者数	離農者数	定着数
中萩村 鮎中 山姫山 山西 高	山	6	2	4
	野	5	2	3
	松	17	13	4
	貝	10	7	3
	寺	6	5	1
	口	3	1	2
	城	6	5	1
	口	3	1	2
	際	6	2	4
	尻	6	2	4
計		53	32	21

てみよう。乳牛中心の酪農には当然のことながら、牧草が必要である。ところが、開拓地は牧草も不足であった。明日はあの場所の草を刈ってこようと思ひ、翌日そこに行ってみると、既に誰かが刈ってしまった後であったりして、思うように良い牧草を牛に喰べさせることが出来なかつた。いきおい、濃厚飼料に頼ることになり、飼料代が高んだ。それだけならまだ我慢もできたが、肝心の乳牛が繁殖障害をおこし、子牛を生まなくなつてしまひ、増すのは借金だけという苦しい状態になつた。そこを一時的にもしのごうとして営農資金を借りるとそれが益々首を絞める結果にもなつた。心のある人は、借金してはだめだから、苦しくとも我慢して自力で耐え忍んでいこうと声を掛けてくれたが、どこからともなく、借金棒引の噂が流れ、溺れる開拓者は苦しさのあまりそれを信じこみ、結局身動きできなくなつてしまつた。こうして次第に離農者が増え始めたのである（第9表）。

離農者中、昭和二十二、三年の場合は、戦後の食糧不足の折、食糧自給のため一時的に帰農した人で、元來非農家の人々であつた。二十八年中山地区から最初の離農者があらわれ、以後ぼつりぼつりと離農するようになった。結局開拓地に定着した戸数は、昭和四十八年現在で第10表の通りである。

開拓組合と 開拓者の営農 入植者一人一人の力は微々たるものであつた。用具・種子・肥料などの配給を貰うにしても、組合をつくり、力を結集しようということになり帰農組合がつくられた。そうした組織が、時の流れと共に変化し、組合員数も増えていった。



第4図 開拓組合変遷

(1) 組合結成と白鷹町の援助

開拓組合が一つの組織としての機能を發揮したのは、白鷹町開拓農業組合に一本化されてからである。この統合は町村合併による行政区の統合に従ったものであるが、この統合組合の組織的活動を援助してくれたのが、白鷹町当局の財政的支援である。白鷹町初代町長迎田俊雄は、開拓行政の重要性、開拓者のおかれている境遇などを理解し、色々な形で援助の手を差しのべた。すなわち、統合の手引きから始まり、統合後の事務所を役場内に

置き、開拓組合専従職員の給与分三〇〇、〇〇〇円を町から補助金の形で支出したので、漸く活動基盤が確立されたといつてよい。開拓組合に町が補助することは、当時全県下にその例がなかったから、他地区からは羨望の目で見られていた。そしてそれが切っ掛けとなり、以後他地区でも補助を受けるようになった。白鷹町開拓農協が、他地区に比し健全な活動が逸早く出来た陰には、町当局のこうした援助があったことを忘れてはいけない。こうして開拓者のため活動してきた組合も、政府の開拓行政の一般行政への移行政策により、その使命を終え、それまで二重加入していた白鷹町農業協同組合員として活動することとなり、昭和四十七年四月遂に解散となった。

(2) 開拓者の営農

入植当時は、差し当たっての食糧確保が緊急に必要なことであったから、陸稲・馬鈴薯などが多かったが、一方換金作物として蔬菜類も多く生産された。

昭和二十五年、朝鮮動乱が勃発すると、国内の景気は急転して好況に向かい、それによって食糧事情も好転、国民生活全般が安定の方向に進み始めた。しかし、それによって米以外の雑穀や蔬菜の換金条件が不利になり、開拓者の生活に暗い影をおとすようになった。

この当時、一部の者は専売公社米沢出張所と交渉して葉煙草栽培を始めていた。これが次第に拡がり、全開拓地で取入れるようになったが、手数料がかかる割には収益が少なく、殆んど借金に食われてしまう仕末であったので、程なくこれも打切ってしまったものが多かった。その中で、中山地区沼沢孝一、萩野地区清野貞雄、鮎貝中善寺地区安彦三吉・迎田春蔵、山口地区本木与一・渡部佐蔵、西高玉地区金田国次らの各氏は、作業の省力化を計画し、苗床の共同化などを図って、相当の収益をあげることになった。

昭和三十年、三十一年には酪農・果樹の導入が図られたが、前述した通り、政府が最も力を入れた酪農は、開拓者に借金だけを残り、挙句の果には離農させる結末をつくって終わった。一方、果樹に対してもかなりの力が注がれ、山口地区姫城開拓地などは、各戸七反乃至八反歩に果樹苗木（りんご）を植付け、一大果樹地帯を夢見たのであった。県もモデルケースとして育成に力を入れてきたのであったが、間もなく大量出荷が見込まれる段階になって、不運にも豪雪に見舞われ、枝は折れ、幹は裂け、苦勞して育てた樹木は、一冬にして全滅の悲運にあったのである。昭和三十八年のことである。

養蚕に力を入れたのは、蚕桑地区である。子ども時代から蚕の中で育った人たちであるから蚕のことはよく知

っている。桑を植え本格的に養蚕と取組んだのは、昭和二十八年頃である。しかし、思いがけないところに問題がかくされていた。開拓地の建造物は、建て方が粗雑なので隙間が多く、暖房をとっても温度が上がらず、蚕が熟蚕にならないこともあった。こうした矢先に、昭和三十三年の不作に遭遇、とうとう養蚕をあきらめ、折角植えた桑の木を倒してしまいう仕末であった。

この失敗のあと、開拓者たちは何を取り入れるべきかに迷い、色々検討したが決定的なものがないまま、山口姫城地区では昭和三十九年から、七戸が完全協業で養蚕を始めることとし、姫城地区開拓養蚕共同組合を組織した。組合員は各員四反歩の土地を出資し、そこに桑苗木を植え、共同養蚕を開始したのである。この組合は、昭和四十年、四一年と順調に進み、四十二年三月の県主催養蚕共同飼育体験発表会には、組合を代表して渡部みん氏がその体験を発表し、聴衆に大きな感銘を与えて第一位に選ばれ、続いて県代表として東京の全国大会にも参加する榮譽になったのであった。

このように華々しい活躍を見せた協業態勢にも、いくつかの弱点があった。資金面では発足当初からすべて借金でまかかってきたので、繭代はこれらの返済にまわされ、組合員に分配される額はそう多いものではなかった。加えて女子の労賃は一日二〇〇円であったが、男子分は無償であったこと、更に働き手の強弱、養蚕に対する経験度のちがいなどから、微妙な感情のくい違いがあった。そうした中で組合員の一人が離農することになったので、感情の亀裂が急に大きくなり、遂に四十三年、組合は解散することになった。

協業態勢は解いたが、養蚕を破棄したわけではなく、個人毎にその後も続けた。姫城地区とは別に、西田尻新保条市氏は地理的条件から霜害にあわない利点に着目、稚蚕飼育を引受けて成功している。

このように、開拓地の人々は、入植の当初から現在に至るまで、営農の中心を何にするかを暗中模索し続けて

きた。そしてある者は煙草に、ある者は養蚕にその道を求めてきた。しかし、それとてもまだまだ不安は残っている。その不安から解放される日がいつかは、見当もつかない。だがその不安は、開拓農家だけのものではない。既存農家も全く同じである。とすれば、開拓農家はその面でも一般農家並みになったと言えるのであろうか。